

■ストレスチェック、50人未満の事業場も義務化へ 中間取りまとめ案

- ・厚生労働省は10日に開かれた「ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会」で、労働者が50人以上の事業場に義務付けられている「ストレスチェック」を50人未満の全ての事業場に拡大することが適当だとする中間取りまとめ案を示し、おおむね了承された。
- ・労働者のストレス状況を定期的に検査するストレスチェックは、2015年12月に導入され、国は事業者に実施を義務付けている。ただ、労働者50人未満の事業場では産業医の選任義務がないなど体制が整備されておらず、適切に情報を管理することが難しい場合があり、プライバシー保護の観点から当面は努力義務とされている。
- ・厚労省が同検討会に示した中間まとめ案では、健診実施機関やEAP（従業員支援プログラム）機関など外部に委託している事業場が7割を超えており、「労働者のプライバシー保護に対応できる環境は整備されてきている」と報告した。
- ・その上で、ストレスチェックの実施義務の対象を労働者50人未満の全ての事業場に拡大することが適当だとし、50人未満の事業場が実施する場合には、原則として外部に委託することを推奨している。
- ・労働者50人以上の事業場に課されているストレスチェック結果の監督署への報告義務については、負担軽減の観点から拡大しないことが適当だとした。このほか、▽ストレスチェックの実施体制・実施方法に関するマニュアル▽ストレスチェックや面接指導の実施を外部委託する場合の「チェックリスト」－を50人未満の事業場が活用可能な内容にそれぞれ見直し、周知するよう求めた。
- ・意見交換では、50人未満の事業場に対しストレスチェックの結果に基づく医師の面接指導を無料で提供している地域産業保健センター（地さんぽ）への支援が重要だと複数の構成員が指摘した。面接指導を担当する登録産業医の充実を求める意見や、そのための予算の拡充を求める声もあった。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

- ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会 第7回資料
(令和6年10月10日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44232.html